

## 被災自動車に係る自動車重量税の還付等について

### 1 概要

自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者（以下「自動車の販売業者等」といいます。）の方が、自動車の使用者の方のために自動車検査証（車検証）の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車のうち、自動車重量税を納付して車検証の交付等又は車両番号の指定を受けた後、被災により走行の用に供されことなく使用が廃止されたもの（以下「被災自動車」といいます。）については、納付した自動車重量税の還付を受けることができます（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 8 条）。

### 2 還付を受けるための手続

被災自動車に係る自動車重量税の還付を受けるための手続は次のとおりです。

#### (1) 廃車証明書の交付申請

被災自動車の使用者の方は、運輸支局又は軽自動車検査協会（以下「運輸支局等」といいます。）から以下の証明書（廃車証明書）の交付を受けてください。

- ① 登録自動車 . . . . . 抹消登録を受けたことについての証明書（登録識別情報等通知書又は登録事項等証明書）
- ② 届出軽自動車 . . . . . 軽自動車届出済証返納証明書
- ③ その他の自動車 . . . . . 自動車検査証返納証明書

#### (2) 被災自動車確認書の交付申請

被災自動車を保管していた自動車の販売業者等の方は、災害のやんだ日<sup>(注)</sup>から 1 か月以内に「被災自動車確認書交付申請書」2 部を被災地の所轄税務署に提出し、「被災自動車確認書」の交付を受けてください。その際には、(1)の「廃車証明書」の提示が必要となります。

(注)「災害のやんだ日」とは

「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になったときをいい、具体的には、被災地域を管轄する税務署長又は国税局長が定めることとされています。

#### (3) 自動車重量税納付税額証明書の交付申請

被災自動車の使用者の方は、被災地の所轄税務署長より(2)の「被災自動車確認書」の交付を受けた日から 1 か月以内に、「自動車重量税納付税額証明書交付申請書」2 部を車検証の交付等を受けた運輸支局等に提出し、「自動車重量税納付税額証明書」の交付を受けてください。その際には、(2)の「被災自動車確認書」の写しを添付してください。

#### (4) 還付申請

被災自動車の使用者の方は、災害のやんだ日から4か月以内に「被災自動車に係る自動車重量税還付申請書」に、(2)の「被災自動車確認書」及び(3)の「自動車重量税納付税額証明書」(届出軽自動車にあつては、これらに加えて(1)の「軽自動車届出済証返納証明書」)を添付して、被災自動車の使用者の住所地等の所轄税務署に提出してください。

なお、還付申請手続や還付金受領の権限を自動車の販売業者など他の者に委任する場合には、「委任状」及び「委任者の印鑑証明書」各1部の提出が必要となります。

### 3 還付申請の用紙

申請手続に必要な用紙は、国税庁ホームページの以下の場所から入手できます。

ホーム > 申請・届出様式 > 消費税・間接諸税関係 > 自動車重量税

URL : <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/mokuji.htm>

### 4 留意事項

#### (1) 還付金の振込先

東北地方太平洋沖地震の影響により、一時的に還付金の振込処理を中止している金融機関があります。詳しくは、税務署までお問い合わせください。

ホーム > 国税庁概要・採用 > 管轄区域の一覧表から所轄税務署を調べる

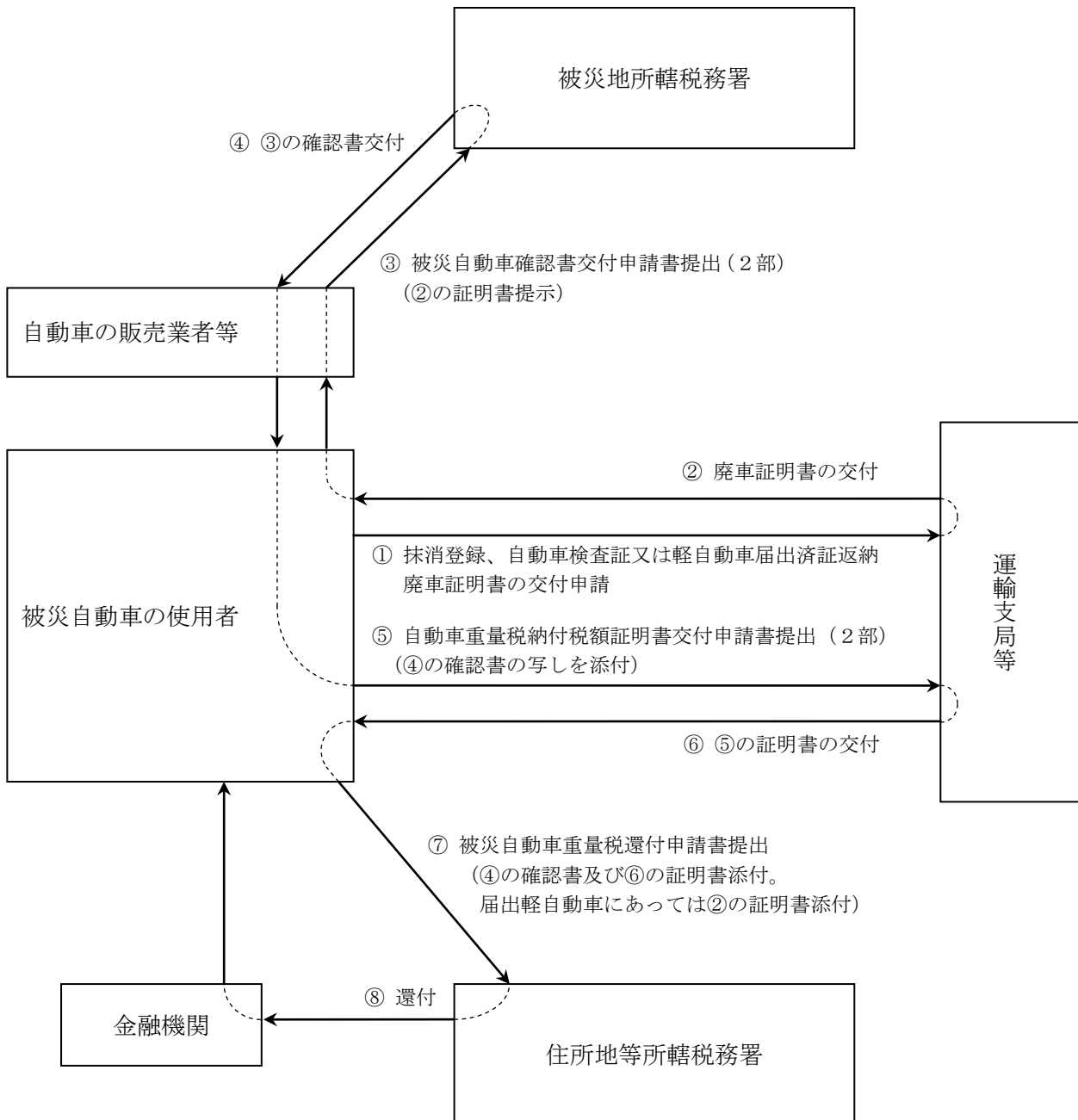
URL : <http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/kankatsukuiki/syozaiti.htm>

#### (2) その他

この手続による自動車重量税の還付を受けた場合は、後日、自動車リサイクル法に基づき、当該被災自動車が適正に解体されたとしても、既に自動車重量税の還付を受けていることから、使用済自動車に係る自動車重量税の還付措置(租税特別措置法第90条の13)の適用はありませんのでご注意ください。


(参考)

## 被災自動車に係る自動車重量税還付手続の流れ



被災自動車確認書交付申請書

収受印

平成23年4月20日	申請者	(住所(〒100-1111)) <b>東京都千代田区霞が関3-1-1</b> (電話番号03-1111-1111)		署長
		(氏名又は名称及び代表者氏名) <b>財務自動車販売株式会社</b> <b>代表取締役 財務一郎</b>		副署長
<p>下記の自動車は、当社（私）が当該自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している間に、被災したことにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることなく使用の廃止がされたため、その事実を確認の上確認書の交付を受けたいので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第15条の4の規定により、下記のとおり申請します。</p>				統括官
被災自動車	自動車登録番号又は車両番号	車台番号		担当者
	<b>品川 XX る XXXX</b>	<b>HB 123-4567</b>		
被災場所 (保管場所)	<b>東京都千代田区霞が関3-1-1</b> <b>財務自動車販売(株)本社</b>	使用者	(住所) <b>東京都港区西麻布1-1-1</b>	起案 決裁
被害の状況	<b>地震による全壊</b>		(氏名又は名称及び代表者氏名) <b>国税 次郎</b>	
保管開始年月日	平成23年4月7日	被災年月日	平成23年4月10日	平成 平成 年 年 月 月 日 日
使用廃止年月日	平成23年4月13日	災害のやんだ日	※平成 年 月 日	
<p>※ 上記のとおり相違ないことを確認します。</p> <p>第_____号</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>_____ 税務署長 _____ </p>				
参 考	自動車重量税の納付年月日	平成23年4月8日		
	自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた年月日	平成23年4月8日		

※税務署整理欄	整理番号	通信日付印	年 月 日	確認印	入力
---------	------	-------	-------	-----	----

- 注意
- 1 2通提出してください。
  - 2 使用の廃止（廃車）をしたことを証する書類を提示してください。
  - 3 ※印欄は、記載しないでください。

収受印

## 被災自動車に係る自動車重量税還付申請書

平成 23 年 5 月 6 日	還付申請者	(住 所)(〒 106 - 1111 ) <b>東京都港区西麻布 1 - 1 - 1</b> (電話番号 03-2222-2222 )	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) <b>国税 次郎</b> ㊞	
麻布 税務署長 殿	同上代理人	(住 所)(〒 106 - 1111 ) <b>東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1</b> (電話番号 03-1111-1111 )	
		(氏名又は名称及び代表者氏名) <b>財務自動車販売株式会社</b> <b>代表取締役 財務 一郎</b> ㊞	
被災自動車	自動車登録番号又は車両番号	車台番号	
	<b>品川 XX る XXXX</b>	<b>HB 123-4567</b>	
自動車重量税の 納付年月日	平成 23 年 4 月 8 日	還付を受けよう とする金額	円 <b>30,000</b>
還付を受けようとする金融機関			
銀行等		郵便局	
(銀行等への振込) <b>甲乙</b> 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 <b>虎ノ門</b>		(ゆうちょ銀行の貯金口座への振込) 貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取り) _____	
普通 預金 口座番号 <b>1234567</b>			
添付書類 〔 該当するものを○ で囲んでください。 〕	① 被災自動車確認書 ② 自動車重量税納付税額証明書 ③ 軽自動車届出済証返納証明書 ④ 委任状及び委任者の印鑑証明書		

※税務署整理欄	起案	年 月 日	決裁 印	署長	副署長	統括官	担当者	確認者	支払通知書 等作成
	決裁	年 月 日							
	調査 事績								
	整理番号		通信日付印		年 月 日	確認 印		入 力	

注意 ※印欄は、記載しないでください。

## 委任状

(受任者)

住所

東京都千代田区霞が関3-1-1

氏名又は名称  
及び代表者氏名財務自動車販売株式会社  
代表取締役 財務 一郎

下記の被災自動車に係る自動車重量税の還付申請の手続及び還付金（還付加算金を含む。）の受領権限を上記の者に委任します。

被災自動車	自動車登録番号又は車両番号	車台番号
	品川 XX る XXXX	HB123-4567

(委任者)

住所

東京都港区霞西麻布1-1-1

氏名又は名称  
及び代表者氏名

国税 次郎

印

- 注意 1 還付申請の手続又は還付金の受領権限のいずれか一方のみを委任する場合には不要の文字を二重線で抹消してください。
- 2 委任者の印鑑証明書を添付してください。